平成３０年（フ）第５２３号
さいたま市見沼区大字蓮沼583番地４
債務者　小野　昭枝
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５８０号
さいたま市北区本郷町530番地２　ベルアンジェ101
債務者　佐藤　真澄
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５９６号
埼玉県戸田市下戸田２丁目15番11号　ヤヨイコーポ103号室
債務者　左藤　尚美
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７１４号
さいたま市西区大字指扇1514番地　指扇わかば台ハイツＡ201
債務者　住川佐智子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７２９号
さいたま市北区日進町２丁目1639番地１
シャルム大宮日進201号室
債務者　武智　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７３０号
さいたま市北区日進町２丁目1639番地１
シャルム大宮日進201号室
債務者　武智みずき（旧姓廣光）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７８２号
さいたま市大宮区大成町２丁目445番地７
グリーンヒル１大成102
債務者　田畑　啓一
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８１０号
埼玉県朝霞市岡３丁目18番45号　幸荘103
債務者　吉田　直司
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８３５号
東京都北区岩淵町39番20―103号　エスポワール岩渕、旧住所埼玉県川口市大字芝4767番地の10　メゾンリジェール103
債務者　谷津　裕也
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１６号
埼玉県春日部市内牧5009番地６
債務者　柳瀬　　勇
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２９４号
埼玉県八潮市大字南後谷401番地　メルヴェーユ南後谷207号室
債務者　平本　麻理
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３０９号
埼玉県越谷市谷中町１丁目122番地１　ワコーレ越谷106号
債務者　東　　勇二
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
埼玉県行田市桜町１丁目17番43号　シティハイムサザン102
債務者　山岸　多恵
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１０号
新潟県小千谷市平沢１丁目４番９号　ハウディ102号
債務者　米村有紀恵
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
新潟県南魚沼市舞子711番地　石神アパート１号
債務者　唐沢　伊織
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第１５８号
静岡県駿東郡清水町徳倉1666番地の５　リヴェール166　201号、前住所静岡県沼津市三園町４番36―701号　アルテ・グランデ三園
債務者　竹林　秀雄
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５７号
山口県宇部市浜田１丁目１番55―202号　サンハイツ
債務者　今津はるみ
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
山口地方裁判所宇部支部